

## 2. 部門別まちづくりの方針

---

### (6) 生活充実まちづくりの方針

- 方針1 すべての人にやさしい  
まちづくりの推進 .....82
- 方針2 持続可能なまちづくりの展開 .....84
- 方針3 定住性の高いまちづくりの推進.....85
- 方針4 公共施設等を活用した  
魅力あるまちづくりの推進 .....88

(6) 生活充実まちづくりの方針

生活充実まちづくりの方針		
1) すべての人にやさしいまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	
	②子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり	
	③高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり	
2) 持続可能なまちづくりの展開	①環境に配慮したまちづくりの推進	a) エネルギー・資源の有効活用
		b) 循環型社会の形成
		c) 再生品等の活用
		d) 低炭素・低公害型のまちづくり
		e) 環境に配慮した施設設備の充実
3) 定住性の高いまちづくりの推進	①住宅施策の充実	
	②多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備	
	③安全・快適な住環境のルールづくり	
	④都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進	
	⑤安全・安心な防犯のまちづくり	
4) 公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進	①公共施設等の有効活用によるコミュニティの創出	
	②レクリエーション核を活用したまちづくり	

第1章

第2章

土地利用

道路交通

社会基盤

防災減災

みどり景観

生活充実

第3章

彥成地域

北部地域

早稲田地域

中央地域

東和地域

第4章

資料編

## 基本的な考え方

まちづくりにおいては、すべての人が住みやすく安心して暮らせるよう、道路・公園・建物等のハード面と、助けあい、心づかい、施設の運営等のソフト面の両面からの取り組みが必要です。このため、人にやさしいまちづくりの実現に向けて、市民生活における様々な障壁を取り除いていく取り組みを行います。

限りある地球資源や異常気象、貧困、格差等、深刻化する様々な社会課題の解決に向けた取り組みのひとつとして、リサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築等、資源消費型社会から資源循環型社会への転換を図っていく必要があります。

共働き世帯の増加や子育て世代における夫婦の協働、元気な高齢者の多様な社会参加や障がい者の活躍の場の拡大、生涯学習に関する関心の高まりなど、市民の生活スタイルは多様化が進み、充実した生活を送るためのニーズにきめ細かく対応していくことはまちづくりの重要な要素です。

将来的な社会の発展を見据えながら、市民の生活をハード面、ソフト面から支えていくことにより、自らの住むまちに対して愛着と誇りをもち、いきいきとした生活や活動が営まれる定住性の高いまちづくりをめざします。

文化や健康、コミュニティ等の市民活動の拠点となる公共施設について、持続的に質の高いサービスを提供していくために、それぞれの適切な維持・管理に努め、有効な活用を図ります。

誰もが日常生活を安心して暮らせる環境の実現をめざし、移動販売や買物代行、公共交通の充実や新たなモビリティサービス導入等、多様なサービスの展開を検討します。また、地域コミュニティの活性化を含め、地域住民のニーズに沿った持続可能なまちづくりをめざします。

生活充実のまちづくり方針を推進するために、地域の様々な課題解決に向け、市民と事業者、行政が協働のあり方を模索し、パートナーシップによるまちづくり、みんなで支えあうまちづくりをめざします。

### 方針1 すべての人にやさしいまちづくりの推進

すべての人にとって安全でわかりやすく生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した、いきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

#### 1) 現況・課題

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行に伴い、すべての人にとって使いやすいことを考慮したユニバーサルデザインという考え方が浸透してきています。
- ・社会情勢の変化に対応しつつ、誰もが暮らしやすく、社会参加しやすいユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進する必要があります。
- ・核家族化や地域とのつながりの希薄化等によって、子育て世代や高齢者、障がい者が孤立したり、居場所がない等の不安を抱えて生活するなどの状況により、支援のニーズも多様化しています。

- 子どもや子育て世代、高齢者や障がい者等、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける、多様性の高い環境や地域づくりをめざす必要があります。

## 2) 具体的な方針

### ① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- 市役所や健康福祉会館、三郷市文化会館、地区文化センター、老人福祉センター等の公共施設については、すべての人が安全・快適に利用できるような施設の整備に努めます。また、多くの人々が利用する病院や商業施設、金融機関等の建築物についても、用途や利用形態に応じ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合する誰もが利用しやすい施設づくりを誘導します。
- 公園・緑地・広場については、誰もが安心して快適に楽しむことができるよう出入口や園路における段差解消などのバリアフリー化に努めるとともに、遊具、トイレ等の園内施設についても長寿命化計画に基づく維持管理、更新に努めます。
- 歩道や交差点、駅前交通広場等については、段差解消やゆとりある歩行空間の確保、視覚障がい者誘導ブロックの設置、歩車分離等、誰もが安全・快適に移動できるような道路環境の整備に努めます。また、歩行空間を有効に活用するため、違法看板や放置自転車への対応を強化します。
- 鉄道やバス等の公共交通機関を利用しやすいものとするため、交通事業者と協力しながら、ホームドアの設置等安全性に配慮した駅施設整備や、バス停周辺の段差解消やわかりやすいサインシステムの導入、ノンステップバスの導入促進等に努めます。



ノンステップバス

### ② 子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちづくり

- 未来の担い手である子どもがすこやかに育つ生活環境の形成に向け、総合的な観点から道路・公園・景観・子育て支援拠点施設等、子どもと子育て世代の生活環境に配慮したまちをめざします。
- 子どもの安全な生活環境の確保に向け、防犯ステーションと地域・学校等が連携し、防犯パトロールを実施します。また、自主防犯活動団体の増加を図るなど、防犯まちづくりの推進に努めます。
- 子育て支援ステーションや子育て支援拠点施設、児童館等の子育て環境の充実に努めます。
- 子どもの居場所づくりとして、民間団体等が運営する「子ども食堂」等に対して、開設や運営に関する相談体制を整備し、安定的な運営を支援します。

### ③ 高齢者や障がい者が安心して生活できるまちづくり

- 高齢者や障がい者が安心して生活できるよう、手すりの設置や段差解消など特に身近な空間である住宅のバリアフリー化を支援し、安心・快適な住宅の整備に努めます。
- 高齢者や障がい者に対する様々な支援体制や地域交流・社会参加・就労支援等の取り組みの充実を図るとともに、老人福祉センター等の福祉施設の維持・管理や地域のサロン活動、設置支援等、施設を安心して利用できるよう、環境整備を図ります。
- 安心して生活できる地域の暮らしの実現に向けて、地域の拠点（居場所）を整備・支援するとともに、地域に生活するすべての高齢者等を対象とした地域包括ケアシステムの整備を推進します。

## 方針2 持続可能なまちづくりの展開

循環型社会の構築や再生可能エネルギーの活用等を通して持続可能なまちづくりの実現をめざします。

### 1) 現況・課題

- 社会経済情勢の変化に伴い、様々な分野においてエネルギー消費量が増加しており、環境への負荷が高まっています。
- 都市における人々の生活や様々な経済活動において、再生可能エネルギーの活用や資源のリサイクルを進めていく必要があります。
- 本市においても、自然環境に配慮しながらエネルギー・資源を有効に活用した、持続可能なまちづくりの取り組みを推進していく必要があります。

### 2) 具体的な方針

#### ① 環境に配慮したまちづくりの推進

リサイクルの推進や省エネルギー型社会の構築等、資源消費型社会から資源循環型社会への転換を図り、持続可能なまちづくりをめざして次のような取り組みを行います。また、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。

##### a) エネルギー・資源の有効活用

- 公共施設や工場、事務所、商店等の職場における環境負荷を少なくする自主的な取り組みや日頃からの市民生活の実践により、エネルギー消費削減と資源の有効活用を図ります。
- 太陽光や風力、下水処理水が有する熱エネルギー等のクリーンエネルギーを有効活用したまちづくりを推進します。

##### b) 循環型社会の形成

- ごみの分別や減量、再資源化を徹底し、市民・事業者の協力のもと、ごみの発生を抑制し再利用する循環型社会の形成を図ります。

第1章  
第2章  
土地利用  
道路交通  
社会基盤  
防災減災  
みどり景観  
生活充実  
第3章  
彦成地域  
北部地域  
早稲田地域  
中央地域  
東和地域  
第4章  
資料編

- 広報を通じたごみ減量の呼びかけや大型不用品情報の提供、地域の集団資源回収、家庭用コンポスト容器の普及等、循環型社会の形成に貢献する施策を推進します。
- 剪定枝や刈草、落葉等の堆肥化を推進します。

**c) 再生品等の活用**

- 市が実施する事業においては、グリーン購入法に基づく「三郷市グリーン購入ガイドライン」を平成 25 年に策定し、可能な限り環境にやさしい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から調達することとしています。
- 道路や公園、公共施設等の整備においても、再生アスファルト等の再生品を活用します。

**d) 低炭素・低公害型のまちづくり**

- 事業者と連携しながら工場施設や設備等の改善を促すとともに、法令に基づく規制基準の遵守と、周辺環境に配慮した生産活動への協力を求めています。
- エコカーの普及や電気自動車急速充電スタンドの設置、アイドリングストップ運動の推進、不要不急の自動車利用抑制の呼びかけ等により、自動車交通環境の改善に努めます。
- 鉄道・バス事業者等と連携して公共交通機関の利用を推進し、環境負荷の少ないまちづくりをめざします。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用する設備、コージェネレーションシステム等の省エネ設備の普及促進に努めます。
- 平坦な地形や河川・水路沿いの空間を活かし、環境にやさしい自転車道路のネットワーク化を検討します。

**e) 環境に配慮した施設整備の充実**

- 新規の公共施設を建設するにあたっては、省エネ設備を活用した環境配慮型施設の整備を検討していきます。
- 市が保有する施設において、環境に配慮した再生可能エネルギーを利用する設備や省エネ設備の充実を図ります。

**方針3 定住性の高いまちづくりの推進**

多様なライフスタイルに対応した住まい、住環境の実現をめざします。

**1) 現況・課題**

- 本市の住宅は、戸建て住宅や中高層マンション、近年建設されたものや長期間が経過したもの、賃貸住宅や分譲住宅等が見られますが、各住宅が抱える課題として、リフォームや住み替え、高齢者・障がい者に対応した住宅のバリアフリー化、防災対策等のほか、不動産市場の健全な育成等、多岐にわたります。

- ・一戸建ての住宅が密集した市街地や中高層マンション等、住環境の多様化に伴い公共施設においても、様々なニーズへの対応が必要です。
- ・これらの課題に適切に対応した住宅施策、住環境整備施策が求められています。

## 2) 具体的な方針

### ① 住宅施策の充実

- ・本市の住宅は建て方や築年数、供給方式が異なり、各住宅が抱える課題も様々ですが、これらの課題を整理し、本市における住宅施策を総合的に展開していくために「住生活基本計画」の策定に向けて取り組みます。
- ・人口減少や高齢化に伴い空き家の増加が予想されることから、空き家の適正管理や利活用に向けた情報発信や相談窓口の開設等により、空き家の対策に取り組みます。

### ② 多様なライフスタイルに対応した住宅・住宅地の環境整備

- ・多世代の居住者がバランスよく居住できるよう、多様なライフスタイルに対応した住まいづくりを進めることにより、子育て世代や高齢者が安心して住むことができる住宅や住宅地環境を整えていきます。また、空き家等への住み替えが容易な環境を整備するため、空き家の相談窓口や情報発信を行うことで、空き家等の流通の促進を図ります。
- ・定住性の高い住宅地の供給を目的として、ゆとりある敷地を確保することにより、市内に永く住み続けられ、また住んでよかったと思える環境を整えていきます。
- ・低額所得者や被災者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の子育て世帯、外国人等の住宅確保要配慮者が、安心して賃貸住宅等に入居できる住宅セーフティネットの制度活用について、情報提供や支援等を行います。
- ・適切なメンテナンスによって住宅の長寿命化をはかり、永く安全に住み続けられ、またライフスタイルの変化に合わせた住み替えもしやすくなるよう、長期優良住宅制度の普及および情報の提供に努めます。
- ・みさと団地は、住民の少子高齢化と人口減少が進んでおり、今後再生に関する検討が必要となっています。高齢者世帯に加えて、子育て世帯の支援の充実を図ることを含め、地域の医療福祉拠点化の推進に向けて、時代のニーズに合った一体的なまちづくりについて、関係機関等と連携を図りながら検討します。また、福祉をはじめとする生活サービスのあり方や、暮らしを支えるコミュニティの維持・活性化について検討します。



みさと団地

- 本市に居住する外国人が増加する中で、文化的背景が異なる人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、道路標識や公共公益施設の案内、広報紙、防災マップ、観光案内等においても多言語化を推進し、誰もが住みやすい、安心して便利なまちづくりを推進します。

### ③ 安全・快適な住環境のルールづくり

- 最低敷地面積や敷地の境界線に対する建築物の壁面位置のルール化、敷地内緑化等の適切な水準の住環境を確保するため、地区における住宅地のルールづくりに取り組みます。
- 緑豊かな住環境づくりのため、植栽地や平面緑地だけでなく屋上緑化や壁面緑化等の多様な緑の確保に向けて誘導を図ります。
- 市民、事業者、市が一体となって良好な都市環境の保全および形成を図り、市民にやさしい魅力あるまちづくりの実現のため、「三郷市開発事業等の手続等に関する条例」を制定し、建築物等を建築する際の開発区域の規模に応じて「小規模開発事業」および「開発事業」に区分し、手続の義務化、最低敷地面積の制限、小規模開発事業の設定等、手続や協議基準を定めています。

### ④ 都市基盤整備事業と連携した住宅供給の促進

- 良好な住環境を有する住宅を計画的に供給するために、土地区画整理事業等の市街地開発事業の導入を検討し効率的な展開を図ります。
- 建設から長期間が経過した大規模住宅団地については、建物や設備の経年劣化に対応していくため、その再生に向けて事業者と連携を図りながら取り組みを検討します。

### ⑤ 安全・安心な防犯のまちづくり

- 市内3駅前への防犯カメラの設置や、地域と連携して防犯灯の設置を進めるなどの防犯に配慮した環境整備に努め、犯罪が発生しにくい、安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。
- 地域における防犯力を高めるため、地域防犯活動拠点である防犯ステーションが中心となり、自主防犯組織の活動を支援し、地域の防犯力の強化・充実を図ります。また、防犯パトロールや各種イベント時における啓発活動により警察や関係団体、地域と連携した防犯活動の充実に努めます。



防犯ステーション（高州・東町地区）



## 方針4 公共施設等を活用した魅力あるまちづくりの推進

多様なニーズを踏まえた持続可能な市民サービスをめざします。

### 1) 現況・課題

- 公共施設に対する市民の様々なニーズを踏まえて、施設の新設や拡充、廃止、縮小等、検討の必要があります。
- 「三郷市公共施設等総合管理計画」等を策定して、施設の長寿命化を推進しています。
- 既存施設の適切な維持管理を通して、市民が利用しやすく、コミュニティの活性化につながる公共施設サービスを持続的に提供していく必要があります。
- 本市の特色となっている河川環境を活用した三郷市らしいレクリエーション環境の形成を進めることが望めます。

### 2) 具体的な方針

#### ① 公共施設等の有効活用によるコミュニティの創出

- 市民の様々な学習・文化活動を支援するため、三郷市文化会館や地区文化センター、市民センター、世代交流館、公民館、図書館、体育館、老人福祉センター等の各種公共施設の整備・改善や講座の充実、交流機会の拡大等を図ります。
- 「三郷市公共施設等総合管理計画」およびこれに基づく個別の長寿命化計画を踏まえて、質が高く、また効率的な行政サービスが提供できるよう公共施設の維持・保全および改修・更新等の取り組みを行います。
- 市内の小中学校については、教育環境の充実とともに、地域の交流・生涯学習・スポーツ・防災活動等の場としての活用方策を検討します。
- 関係団体と連携を図るなかで、空き家や空き店舗を地域住民の交流施設等、公共公益的な施設の活用等について検討します。

#### ② レクリエーション核を活用したまちづくり

- スポーツを通じた健康増進、観光やイベント等を活用したにぎわいの創出等、人が集う場所、情報を発信する場所として、早稲田公園・三郷市文化会館、江戸川運動公園・三郷緊急用船着場、三郷市陸上競技場公園・番匠免運動公園・三郷スカイパーク、におどり公園・三郷中央におどりプラザ、県営みさと公園等において、スポーツ・レクリエーションを通じたまちづくり、元気な地域づくりをめざします。



におどり公園

【生活充実まちづくりの現況図（福祉・文化・コミュニティ）】



第1章

第2章

土地利用

道路交通

社会基盤

防災減災

みどり景観

生活充実

第3章

彦成地域

北部地域

早稲田地域

中央地域

東和地域

第4章

資料編

【生活充実まちづくりの現況図（保育・子育て）】



